

総務委員会審査日程表

日時 令和7年9月19日(金)

午前10時開議

場所 第3・4委員会室

- 第1 陳情第22号 委託先事業者(及び再委託先事業者)に対し、業務完了の確認と報告を徹底させ、1円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書
- 第2 陳情第23号 2025年7月執行参議院議員選挙における選挙公報(千葉県選挙区・全国比例)折込業務委託の実態を正確に認識し、今後の手配において1円まで活かす市政を忠実に実践する事を求める陳情書
- 第3 議案第60号 令和7年度流山市一般会計補正予算(第3号)
- 第4 議案第79号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第61号 流山市職員旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第63号 工事請負契約の締結について(流山市立おおぐろの森小学校校舎増築等工事(建築工事))
- 第7 所管事務の継続調査について

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

建築物における木材利用の促進等を図るため、建築物の防火・避難関係規制等を見直す「建築基準法施行令の一部を改正する政令」が施行され、建築基準法施行令に条項ずれが生じるため、手数料条例の引用条文の整理を行うものである。

2 改正内容

【改正前】別表第9 建築基準法関係

手数料を徴収する事務の区分
34 建築基準法施行令第137条の12 <u>第6項</u> 又は <u>第7項</u> の規定による認定の申請に対する審査

【改正後】別表第9 建築基準法関係

手数料を徴収する事務の区分
34 建築基準法施行令第137条の12 <u>第11項</u> 又は <u>第12項</u> の規定による認定の申請に対する審査

3 施行期日について

令和7年11月1日

旅費改正の概要（議案第61号、議案第62号【改正概要】）

【主な改正内容】

（1）宿泊費（現：宿泊料）を定額から上限付き実費支給に

現行		改正後					
宿 泊 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一夜当たりの定額 ・ 宿泊代金、夕朝食代、諸雑費を賄うもの 	宿 泊 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限付きの実費支給※ ・ 宿泊代金のみを支給 				
	<内国旅行> <table border="0"> <tr> <td>1・2級</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>3～8級</td> <td>14,000円</td> </tr> </table>		1・2級	13,000円	3～8級	14,000円	<内国旅行> 都道府県ごとに設定 最高額 19,000円 最低額 8,000円
	1・2級		13,000円				
3～8級	14,000円						
<外国旅行> 国家公務員の外国旅費の例による。	<外国旅行> 国・都市ごとに設定 最高額 59,000円 最低額 8,000円						

※上限の範囲内で適当な宿泊施設が見つからない場合や公務上の必要がある場合には、上限を超えていても実費を支給できる。

（2）日当・食卓料の廃止と宿泊手当の新設

現行		改正後	
日 当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊を伴う旅行に支給 ・ 1日につき定額 2,200円 ・ 昼食代、諸雑費を賄うもの 	宿 泊 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊を伴う旅行に支給 ・ 1泊につき定額 2,400円※ ・ 夕朝食の掛かり増し部分、諸雑費を賄うもの
食 卓 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水路及び航空機による旅行中の夕朝食代として支給 ・ 1夜につき定額（級により 2,300円又は 2,600円） 	日当・食卓料は廃止	

※宿泊費に朝食又は夕食のどちらか一方が含まれている場合、宿泊手当の額は定額の3分の2の額に、双方が含まれている場合は定額の3分の1の額に減額される。

(3) 鉄道賃における急行料金等の支給要件の廃止

現行	改正後
<急行料金の利用条件> 普通急行列車 片道 50km以上 特別急行列車 片道 100km以上	<ul style="list-style-type: none"> ・各料金の距離制限を廃止 ・必要な事情がある場合、支給可

(4) 車賃の廃止とその他交通費の新設

現行	改正後
車賃 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道旅行を除く陸路旅行について、1キロメートル当たり37円の定額又は実費(バス代等)を支給 	その他交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・実費支給 ・バスの運賃の他、タクシー代、レンタカー代も必要な場合、支給可 ・その他付随する費用を支給

(5) 包括宿泊費の新設

現行	改正後
規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・パック旅行に関する旅費を新設 ・上限は、交通費と宿泊費の上限額の合計

(6) 自宅発の出張について勤務地発との比較を廃止

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅発の出張は、勤務地発の場合と比較し、安価な方を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の出発地から用務先までを支給

(7) 旅行代理店等に対する直接支払いを可能に

旅行代理店等を通じた手配に係る手続の改善を図る観点から旅行代理店等に旅費に相当する金額を直接支払うことができるようにする。

(8) その他の旅費の所要の改正

< 名称変更 >

現行	改正後
移転料	転居費
着後手当	着後滞在費
扶養親族移転料	家族移転費

< 新設 >

渡航雑費…外国旅行に要する雑費について実費支給

死亡手当…職員が外国旅行において死亡した際の諸雑費に充てるための費用として定額支給（93万円）

(9) 関係条例の整備

旅費条例を準用し、又はこれに倣って設定している議員、特別職（非常勤含む）、会計年度任用職員、証人等及び消防団員についても、この改正を適用することとし、関係条例について、所要の改正を行う。

流山市職員旅費に関する条例の全部を改正する条例新旧対照表

流山市職員旅費に関する条例（昭和26年条例第11号）を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第5条）</u></p> <p><u>第2章 旅費の種目及び内容</u></p> <p> <u>第1節 通則（第6条—第9条）</u></p> <p> <u>第2節 交通費（第10条—第13条）</u></p> <p> <u>第3節 宿泊費等（第14条—第16条）</u></p> <p> <u>第4節 転居費等（第17条—第20条）</u></p> <p> <u>第5節 その他の種目（第21条・第22条）</u></p> <p><u>第3章 雑則（第23条—第29条）</u></p> <p>附則</p> <p> <u>第1章 総則</u></p> <p> （目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により、公務のため旅行する市職員に対し支給する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p> （用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市職員 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）第1条の2及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員をいう。</p> <p>(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する市職員に対し支給する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p> （用語の意義）</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市職員 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第1条の2及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員をいう。</p> <p>(2) 旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 出張 市職員が公務のため一時その勤務公署（<u>常時勤務する勤務公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 赴任 新たに採用された市職員のうち、本市の要請により国家公務員及び他の地方公共団体の職員並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の独立行政法人をいう。）その他の市長が定める団体の職員から引き続いて市職員となった者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に旅行し、又は転任を命ぜられた市職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に旅行することをいう。</p> <p>(6) 帰住 市職員が退職し、又は死亡した場合において、その市職員_____又はその遺族が生活の本拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 家族 内国旅行にあつては、市職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係その他の婚姻関係に相当すると市長が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で市職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては、市職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で市職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(8) 遺族 市職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに市職員の死亡当時市職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(9) 旅行役務提供者 <u>旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）</u>であつて、市と旅行役務提供契</p>	<p>(4) 出張 市職員が公務のため一時その勤務公署_____を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 赴任 新たに採用された市職員のうち、本市の要請により国家公務員及び他の地方公共団体の職員並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項の独立行政法人をいう。）その他の市長が定める団体の職員から引き続いて市職員となった者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた市職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</p> <p>(6) 帰住 市職員が退職し、又は死亡した場合において、その市職員若しくはその扶養親族又は_____遺族が生活の本拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 扶養親族 市職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として市職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(8) 遺族 市職員の配偶者_____、子、父母_____、祖父母及び兄弟姉妹並びに市職員の死亡当時市職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務及びカード等（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。）を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を締結したものをいう。</u> (削る)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p><u>第3条</u> 市職員が出張し、又は赴任した場合には、当該市職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 市職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 市職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該市職員</p> <p>(2) 市職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該市職員の遺族</p> <p>(3) 市職員が死亡した場合において、当該市職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族</p> <p>3 市職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>(削る)</p> <p>4 <u>第1項及び第2項</u> の規定により旅費の支給を受けることができる者 _____ が、 _____ 次条第3項の規定により旅行命令の _____ 変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条に</p>	<p>2 <u>この条例において「何級の職務」という場合には、給与条例第3条第1項に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。</u> (旅費の支給)</p> <p><u>第2条</u> 市職員が出張し、又は赴任した場合には、当該市職員に対し、旅費を支給する。</p> <p>2 市職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 市職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該市職員</p> <p>(2) 市職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該市職員の遺族</p> <p>(3) 市職員が死亡した場合において、当該市職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族</p> <p>3 市職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 <u>市職員が、当該市職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該市職員に対し旅費を支給する。</u></p> <p>5 <u>第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第3条第3項の規定により旅行命令若しくは旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下</u></p>

改正後	改正前
<p>おいて同じ。)を受け、又は死亡した場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、当該旅行のため既に支出した金額_____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p>	<p>_____同じ。)され、又は死亡した場合において_____、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額_____で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p>
<p>(1) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 第1項及び第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる市職員がその家族の旅行について第17条、第19条及び第23条第2項に規定する旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 第1項及び第2項_____の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災及び次の各号で定める事情により 概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>	<p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故により、_____概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p>
<p>(1) 交通事故その他の第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者の責めに帰することができない事情</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該市職員若しくは家族の責めに帰することができない事情</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(旅行命令等)</p>	<p>(旅行命令等)</p>
<p>第4条 旅行は、旅行命令権者_____の発する旅行命令_____によって行われなければならない。</p>	<p>第3条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者等」という。）の発する旅行命令等_____によって行われなければならない。</p>
<p>2 旅行命令権者_は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって</p>	<p>2 旅行命令権者等は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって</p>

改正後	改正前
<p>は公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令__を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者__は、既に発した旅行命令__を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項__若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</p> <p>4 旅行命令権者__は、旅行命令__を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿__に規則で定める__事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。</p> <p>5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>(旅行命令__に従わない旅行)</p> <p>第5条__ 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令__（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令__を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ__旅行命令権者__に旅行命令__の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令__の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令__に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者__に旅行命令__の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令__の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令__に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令__に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p>第2章 旅費の種目及び内容</p> <p>第1節 通則</p> <p>(旅費の種目)</p>	<p>は公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者等は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第3条の2第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p> <p>4 旅行命令権者等は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載__し、これを当該__旅行者に提示しなければならない。ただし、これを提示する__いとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者等は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第3条の2 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された__旅行命令等を含む。以下本条__において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ__旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者等に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(普通旅費の種類)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>第4条 <u>普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。</u></p> <p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p><u>(特殊旅費の種類)</u></p> <p>第4条の2 <u>特殊旅費の種類は、市内出張旅費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</u></p> <p>2 <u>市内出張旅費は、市内出張について、前条の普通旅費に代えて支給する。</u></p> <p>3 <u>前項に規定するものを除くほか特殊旅費の支給条件、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に規定する国家公務員の例による。</u></p>
<p><u>(旅費の計算)</u></p> <p>第7条 <u>旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>(旅費の計算)</u></p> <p>第5条 <u>旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>第6条 <u>旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては</u></p>

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(市内出張)</p> <p><u>第8条 市内に出張した場合の旅費については、勤務公署から片道2キロメートル以上で公共交通機関を利用したときに限り、鉄道賃及びその他の交通費を支給する。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第9条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)</u>に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支払担当者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかった</u></p>	<p><u>400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p><u>3 第2条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p><u>第6条の2 削除</u></p> <p><u>第6条の3 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(旅費請求の手続)</p> <p><u>第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするもの</u></p> <p>は、所定の請求書_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に必要な書類を添えて、これを当該旅費の_____支払をする者(以下「支払担当者」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費額</u> _____のうちその書類を提出しなかった</p>

改正後	改正前
<p><u>動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) _____運賃</p> <p>(2) _____ _____急行料金</p> <p>(3) <u>寝台料金</u></p> <p>(4) _____ _____座席指定料金</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(船賃)</p> <p>第11条 <u>船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) _____運賃</p>	<p>(1) <u>その乗車に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u> (新設)</p> <p>(3) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金</u> (新設)</p> <p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 <u>第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u> (船賃)</p> <p>第9条 <u>船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）</u>、寝台料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) <u>運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、その最下級の運賃</u></p>

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p>(2) _____ _____ 寝台料金</p> <p>(3) _____ _____ 座席指 定料金</p> <p>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の直近上位の級の運賃の額とする。</p> <p>(航空賃)</p> <p>第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p> <p>(その他の交通費)</p> <p>第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p>	<p>(2) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、第1号又は前号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(航空賃)</p> <p>第9条の2 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(車賃)</p> <p>第10条 <u>車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u> (削る) (削る)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第6条の3の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>
<p><u>第3節 宿泊費等</u> (宿泊費)</p>	<p>(新設)</p> <p>(宿泊料)</p>
<p><u>第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2に定める旅行先の区分に応じ、同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p>	<p><u>第12条 宿泊料の額は、別表の定額による。</u></p>
<p>(削る)</p> <p><u>(包括宿泊費)</u></p>	<p><u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u> <u>(日当)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p>	<p><u>第11条 日当は宿泊を伴う旅行の場合に支給し、その額は別表の定額による。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>2 前項の場合において、市職員が、研修、講習、訓練その他これらに類する目的のために5日以上にわたり旅行するときにおける5日目以後の旅行に係る日当の額は、1日につき別表に定める日当の額の10分の6に相当する額とする。</u></p>
<p><u>(宿泊手当)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3に定める旅行先の区分に応じ、同表の宿泊手当の欄に定める額に現に宿泊した夜数を乗じた額とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第4節 転居費等</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(転居費)</u></p>	
<p><u>第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。</u></p>	
<p><u>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p>	
<p><u>(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p>	
<p><u>(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u></p>	
<p><u>2 前項の算定に当たっては、他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとす</u></p>	

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>3 市職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</p>	
<p>(着後滞在費)</p> <p>第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p>	(新設)
<p>(家族移転費)</p> <p>第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。)を市職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、市職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p> <p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を市職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における市職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p>	(新設)
<p>2 市長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p>	
<p>(近距離の転居に係る転居費等の制限)</p> <p>第20条 市内における勤務公署の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。</p>	(新設)
<p>第5節 その他の種目</p> <p>(渡航雑費)</p>	(新設)

改正後	改正前
<p>第21条 <u>渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。</u></p>	
<p><u>(死亡手当)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第22条 <u>死亡手当は、市職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に定める額とする。</u></p>	
<p>第3章 雑則</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削る)</p>	<p>(食卓料)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>第13条 食卓料の額は、別表の定額による。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>2 食卓料は、船賃のほかに食費を要する場合に限り、支給する。</u></p>
<p>(退職者等の旅費)</p>	<p><u>(市内出張旅費)</u></p>
<p>第23条 <u>第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げるものとする。</u></p>	<p><u>第14条 市職員が市内出張をした場合の旅費については、勤務公署から片道2キロメートル以上で交通機関を利用したときに限り、鉄道賃及び車賃の実費を支給する。</u></p>
<p>(1) <u>市職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職となる前の市職員として退職等の日にいた地から旧勤務公署に旅行するものとして計算した旅費</u></p>	<p>(退職者等の旅費)</p>
<p>(2) <u>市職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新勤務公署に旅行するものとして計算した旅費</u></p>	<p><u>第15条 第2条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から本市までの前職務相当の旅費（赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じて計算した旅費）とする。</u></p>
<p><u>2 前項の場合において、退職等となった市職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u> <u>(遺族等の旅費)</u> 第24条 <u>第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)</u>は、<u>出張又は赴任の例に準じて計算した次に掲げるもの</u> _____とする。 (1) <u>市職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、旅費を支給するときは、次に掲げる旅費</u> ア <u>市職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、市職員が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</u> イ <u>市職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費</u> (2) <u>第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、市職員が遺族の居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)</u> (削る) (削る) (削る)</p>	<p>(新設) <u>(遺族の旅費)</u> 第16条 <u>第2条第2項第2号_____の規定により支給する旅費_____</u> _____は、<u>死亡地から本市までの往復に要する前職務相当の旅費(赴任中に死亡した場合は、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費)</u>とする。 2 <u>遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第1条の2第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u> 3 <u>第2条第2項第3号の規定により支給する旅費については、市長が別に定める。</u> <u>(外国旅行の旅費)</u> 第17条 <u>外国旅行については、国家公務員の外国旅費の例に準じて任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p>第25条 <u>宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第14条、第15条及び第17条から第21条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p> <p>第26条 <u>市長</u> は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける<u>場合その他</u> 旅行における特別の事情により又は <u>旅行の性質上</u> この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 <u>市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅行内容を勘案し、必要と認める額を支給することができる。</u></p> <p><u>(旅費の特例)</u></p> <p>第27条 <u>市長</u> は、市職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が<u>同法</u> 第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該市職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p>第28条 <u>支払担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p>2 <u>旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>(旅費の調整)</u></p> <p>第18条 <u>任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上</u> この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 <u>市職員が上司の随行等で旅行した場合において、定額の旅費をもって実費を支弁し得ないときは、日当以外の旅費について、上司と同額</u> を支給することができる。</p> <p><u>(旅費の特例)</u></p> <p>第19条 <u>任命権者は、市職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該市職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前															
<p><u>受けた場合には、支払担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u> (規則への委任)</p> <p><u>第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</u> (削る)</p>	<p>(実施規定)</p> <p><u>第20条 この</u> <u>条例の実施について必要な事項は、規則で定める。</u> <u>別表(第10条～第13条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 544 2130 1129"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 544 1323 746">区分</th> <th data-bbox="1326 544 1514 746">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th data-bbox="1516 544 1727 746">日当 (1日につき)</th> <th data-bbox="1729 544 1939 746">宿泊料 (1夜につき)</th> <th data-bbox="1942 544 2130 746">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 748 1323 975">8級から3級までの職務にある者</td> <td data-bbox="1326 748 1514 975">円 37</td> <td data-bbox="1516 748 1727 975">円 2,200</td> <td data-bbox="1729 748 1939 975">円 14,000</td> <td data-bbox="1942 748 2130 975">円 2,600</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 976 1323 1129">2級及び1級の職務にある者</td> <td data-bbox="1326 976 1514 1129">円 37</td> <td data-bbox="1516 976 1727 1129">円 2,200</td> <td data-bbox="1729 976 1939 1129">円 13,000</td> <td data-bbox="1942 976 2130 1129">円 2,300</td> </tr> </tbody> </table>	区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	8級から3級までの職務にある者	円 37	円 2,200	円 14,000	円 2,600	2級及び1級の職務にある者	円 37	円 2,200	円 13,000	円 2,300
区分	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)												
8級から3級までの職務にある者	円 37	円 2,200	円 14,000	円 2,600												
2級及び1級の職務にある者	円 37	円 2,200	円 13,000	円 2,300												

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第6条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>流山市職員の旅費に関する条例（令和7年流山市条例第 号）</u>に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</p>	<p>（一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第6条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>流山市職員 旅費に関する条例（昭和26年流山市条例第11号）</u>に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</p>

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）</p> <p>第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>流山市職員の旅費に関する条例（令和7年流山市条例第 号）</u>の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）</p> <p>第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>流山市職員 旅費に関する条例（昭和26年流山市条例第11号）</u>の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。</p>

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第64号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>3 前項に定めるもののほか議長、副議長及び議員の旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>(削る)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする</p> <p>_____。</p> <p>3 前項に定めるもののほか議長、副議長及び議員の旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p><u>別表（第5条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">鉄道賃及び船賃</th> <th style="text-align: center;">航空賃</th> <th style="text-align: center;">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th style="text-align: center;">日当 (1日につき)</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 (1夜につき)</th> <th style="text-align: center;">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">議長 副議長 議員</td> <td style="text-align: center;">流山市職員旅費に関する条例 (昭和26年流山市条例第11号) 第8条の規定による鉄道賃及び 第9条の規定による船賃の額の例による。</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">円 37</td> <td style="text-align: center;">円 3,000</td> <td style="text-align: center;">円 16,500</td> <td style="text-align: center;">円 3,300</td> </tr> </tbody> </table>	区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	議長 副議長 議員	流山市職員旅費に関する条例 (昭和26年流山市条例第11号) 第8条の規定による鉄道賃及び 第9条の規定による船賃の額の例による。	実費	円 37	円 3,000	円 16,500	円 3,300
区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)									
議長 副議長 議員	流山市職員旅費に関する条例 (昭和26年流山市条例第11号) 第8条の規定による鉄道賃及び 第9条の規定による船賃の額の例による。	実費	円 37	円 3,000	円 16,500	円 3,300									

証人等の費用弁償に関する条例（昭和47年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
<p>（日当及び旅費の額等）</p> <p>第3条 日当は、日額7,200円とし、<u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>（補則）</p> <p>第6条 この条例に定めるものを除くほか、<u>旅費の支給については、一般職の職員の旅費の支給の例による。</u></p> <p>（削る）</p>	<p>（日当及び旅費の額等）</p> <p>第3条 日当は、日額7,200円とし、<u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表のとおりとする</u></p> <p>（補則）</p> <p>第6条 この条例に定めるものを除くほか、<u>旅費の支給については、一般職の職員の旅費の支給の例による。ただし、流山市職員旅費に関する条例（昭和26年流山市条例第11号）第11条第2項及び第3項の規定については、この限りでない。</u></p> <p><u>別表（第3条）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">鉄道賃及び船賃</th> <th style="width: 10%;">航空賃</th> <th style="width: 10%;">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th style="width: 10%;">宿泊料 (1夜につき)</th> <th style="width: 10%;">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流山市職員旅費に関する条例第8条の規定による鉄道賃及び第9条の規定による船賃の額の例による。</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">円 37</td> <td style="text-align: center;">円 14,000</td> <td style="text-align: center;">円 2,600</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	流山市職員旅費に関する条例第8条の規定による鉄道賃及び第9条の規定による船賃の額の例による。	実費	円 37	円 14,000	円 2,600
鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)							
流山市職員旅費に関する条例第8条の規定による鉄道賃及び第9条の規定による船賃の額の例による。	実費	円 37	円 14,000	円 2,600							

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
<p>(給料)</p> <p>第3条 特別職の職員の給料月額を、別表____のとおりとす。</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 特別職の職員の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>別表____（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 特別職の職員の給料月額を、<u>別表第1</u>のとおりとす。</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表第2のとおりとす</u> _____。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">鉄道賃及び船賃</th> <th style="text-align: center;">航空賃</th> <th style="text-align: center;">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th style="text-align: center;">日当 (1日につき)</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 (1夜につき)</th> <th style="text-align: center;">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長 副市長 教育長 上下水道事業 管理者</td> <td style="text-align: center;">流山市職員旅費に関する条例（昭和26年流山市条例第11号）第8条の規定による鉄道賃及び第9条の規定による船賃の額の例による。</td> <td style="text-align: center;">実費</td> <td style="text-align: center;">円 37</td> <td style="text-align: center;">円 3,000</td> <td style="text-align: center;">円 16,500</td> <td style="text-align: center;">円 3,300</td> </tr> </tbody> </table>	区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	市長 副市長 教育長 上下水道事業 管理者	流山市職員旅費に関する条例（昭和26年流山市条例第11号）第8条の規定による鉄道賃及び第9条の規定による船賃の額の例による。	実費	円 37	円 3,000	円 16,500	円 3,300
区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)									
市長 副市長 教育長 上下水道事業 管理者	流山市職員旅費に関する条例（昭和26年流山市条例第11号）第8条の規定による鉄道賃及び第9条の規定による船賃の額の例による。	実費	円 37	円 3,000	円 16,500	円 3,300									

流山市消防団条例（昭和53年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費)</p> <p>第6条 団員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。</p> <p>2 団員の旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、一般職の職員に支給する旅費の例による</u></p> <p>_____。</p> <p>3 前項に定めるもののほか団員の旅費の支給方法については、一般職の職員の旅費の支給の例による。</p>	<p>(旅費)</p> <p>第6条 団員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。</p> <p>2 団員の旅費の種類及び額については、<u>流山市職員旅費に関する条例（昭和26年流山市条例第11号）別表の規定を準用する。この場合において、同表中「8級から3級までの職務にある者」とあるのは「団長、副団長及び分団長」と、「2級及び1級の職務にある者」とあるのは「その他の団員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p>3 前項に定めるもののほか団員の旅費の支給方法については、一般職の職員の旅費の支給の例による。</p>

流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第10条 特別職の職員が職務のため旅行をするときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、一般職の職員に支給する旅費の例による</u>。</p> <p>3 旅費の支給方法は、<u>一般職の職員に支給する旅費</u> <u>の例による。</u></p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第10条 特別職の職員が職務のため旅行をするときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、宿泊料、食卓料及び日当</u><u>とし、その額は流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）別表第1の8級の欄の適用を受ける職員の旅費相当額とする。</u></p> <p>3 旅費の支給方法は、<u>流山市職員旅費に関する条例（昭和26年流山市条例第11号）の規定の適用を受ける職員の例による。</u></p>

総務常任委員会行政視察（案）

- 1 期 日 令和7年10月27日（月）～
令和7年10月29日（水）

- 2 視 察 地
 - ・ 福岡県太宰府市 1日目
 - ・ 福岡県大川市 2日目
 - ・ 福岡県豊前市 3日目

- 3 視 察 人 数 9人（委員7名・執行部1名・議会事務局1名）

- 4 視 察 事 項
 - （1）福岡県太宰府市
 - ・ 公文書館の設置、運営について
 - （2）福岡県大川市
 - ・ カスタマーハラメント対策について
 - （3）福岡県豊前市
 - ・ マイナンバーカードを活用したローカルスマートシティについて

- 5 視 察 経 費 1・1・1・3・2・8（予算計上済み）で対応